

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した固定資産税及び都市計画税賦課処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、別紙物件目録記載の家屋（以下「本件家屋」という。）の共有者である請求人に対し、地方税法（以下「法」という。）343条1項及び2項並びに702条1項の規定に基づき行った、平成28年度分並びに平成29年度分の各固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分（以下、平成29年4月10日付けの平成28年度分の固定資産税等賦課処分を「本件処分1」と、平成29年6月1日付けの平成29年度分の固定資産税等賦課処分を「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。各税額は、別紙処分目録記載のとおり。）の取消しを求めるといふものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の点から本件各処分が違法又は不当であると主張する。

処分庁は、納税通知書名宛人認定と登記簿上の筆頭所有者の違い

が理解できず、所有者が存命であるにもかかわらず、不必要な納税通知書名宛人認定作業を行い、本件家屋に係る固定資産税等の納税通知書の名宛人を請求人と認定した。

（本件各処分は、）所有者から徴税するとの原則を無視し、法を拡大解釈し、誤用をしている（以上、審査請求書による。）。

固定資産を登記している所有者のいずれかが生存している限りは、登記上の所有者筆頭が死亡した場合であっても、生存する所有者だけが納税義務を負い、死亡した所有者の法定相続人は納税義務を負わない。

処分庁が弁明書で論拠とする法律は、固定資産を登記している所有者が複数名である場合を想定していないし、同じく論拠とする福岡地裁の司法判断では、死亡した所有者が登記上の筆頭所有者であるかどうか、固定資産の所有者として登記され、かつ、生存している所有者と、死亡した所有者の法定相続人の全員を共有者としたかどうかは判断できない（以上、反論書による。）。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年8月31日	諮問
平成29年10月23日	審議（第14回第4部会）
平成29年11月20日	審議（第15回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 固定資産税等の納税義務者について

ア 固定資産税は固定資産の所有者に課される（法343条1項。都市計画税について法702条1項）。家屋に係る固定資産税等について、所有者とは、登記簿に所有者として登記されている者をいい、所有者として登記されている個人が賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該家屋を現に所有している者をいうものとされている（法343条2項）。

イ 上記法343条2項の「現に所有している者」とは、賦課期日において当該家屋の所有権が現に帰属する者をいうと解されている（土地について同旨。平成27年7月17日最高裁判所第二小法廷判決参照）。

ウ 東京都においては、「現に所有している者」の認定に当たっての具体的な事務処理について、「地方税法第343条第2項後段の規定に基づく所有者の認定事務の取扱いについて（通達）」（平成14年8月29日付14主資固第73号。以下「部長通達」という。）によることとしており、共有資産の納税通知書の名宛人（筆頭者）の指定について、「地方税法第343条第2項後段の規定に基づく所有者認定事務における共有資産の納税通知書名宛人（筆頭者）の指定基準について（通知）」（平成26年10月31日付26主資固第118号。以下「課長通知」という。）によることとしている。

(2) 相続について

民法は、相続は死亡によって開始し（民法882条）、相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する（民法89

8条)、と定める。

共同相続人は、協議で遺産の分割をすることができる(民法907条)。

(3) 連帯納税義務に係る法の定め

法10条は、地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務について民法の規定(民法432条から434条まで、437条及び439条から444条まで)を準用する旨を、法10条の2第1項は、共有物に対する地方団体の徴収金は、共有者が連帯して納付する義務を負うことを定める。

(4) 連帯債務について

ア 民法432条は、数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる、とする。

イ そして、連帯債務者の一人が死亡し、その相続人が数人ある場合に、その相続人らは、被相続人の債務の分割されたものを承継し、各自その承継した範囲において、本来の債務者とともに連帯債務者になる(昭和34年6月19日最高裁判所第二小法廷判決。最高裁判所民事判例集13巻6号757頁参照)と解されている。

(5) 納税の告知について

共有に係る不動産の固定資産税等については、その共有者が連帯して納付する義務を負うが、これらの税は賦課課税方式をとっているため、納税通知書がその名宛人に送付され、名宛人として納税の告知を受けることによって、初めて、租税債権が具体的に成立するものである(法10条の2第1項及び13条1項)(大阪高等裁判所昭和58年3月30日判決。行政事件裁判例集34巻3号566頁参照)と解されている。

(6) 賦課期日について

法は、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする、と定める（法359条。法702条の6により、都市計画税についても同様）。

(7) まとめ

共有に係る不動産の固定資産税等については、その共有者が連帯して納付する義務を負い（法10条の2第1項）、当該共有者のいずれかに相続があったときには、遺産分割協議により当該不動産を相続する者が確定されるまでの間は、元からの共有者の外に法定相続人全員が当該不動産の共有者となる（民法882条、898条及び907条）。

債権者は連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、履行を請求することができる（民法432条）から、課税庁は、課税対象不動産の共有者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての共有者に対して固定資産税等を賦課することができる。

そして、納税通知書がその名宛人に送付され、名宛人として納税の告知を受けることによって、初めて、租税債権が具体的に成立する。

- 2 これを本件各処分についてみると、処分庁は、本件家屋に係る固定資産税等を従前賦課していた筆頭者である姉1が亡くなったことを把握し、姉1の法定相続人を調査し、兄2が亡くなったことも判明したため、兄2の法定相続人についても調査し、本件各処分の各賦課期日における本件家屋の共有者をそれぞれ認定した上で、平成28年度分について平成29年4月10日付けで、平成29年度分について平成29年6月1日付けで、いずれの賦課期日の時点においても共有者の一人である請求人を名宛人として（本件処分1については請求人外9名、本件処分2については請求人外13名）、本

件各処分を行ったものである。

そうすると、本件各処分は、上記 1 記載の法令の定め等に則ってなされたものといえ、違法・不当な点は認められない。

- 3 本件家屋に係る固定資産税等の納税通知書の名宛人を請求人と認定して行った本件各処分は、所有者から徴税するとの原則を無視し、法を拡大解釈し、誤用をしているとの請求人の主張（第 3）について、以下検討する。

本件家屋は、不動産登記上の所有者である姉 1 及び兄 2 が亡くなった以降も、登記が変更されていないが、このような場合には、賦課期日現在において、現にこれを所有している現実の所有者を納税義務者とするにとされている（固定資産税務研究会編「固定資産税逐条解説」44 ページ参照）。

そして、処分庁が、姉 1 の法定相続人（平成 29 年度分については、加えて兄 2 の法定相続人）を調査し、本件各処分の各賦課期日において、現に本件家屋を所有している現実の所有者（当該家屋の所有権が現に帰属する者）として、本件家屋の共有者らを認定したことは上記 2 記載のとおりであり、請求人を本件家屋の共有者の一人であるとした処分庁の認定に誤りは認められない。なお、処分庁が認定を行うに当たっては、部長通達に従ったものと認められる。

また、共有に係る不動産の固定資産税等については、その共有者が連帯して納付する義務を負うことは上記 1・(7)のとおりであり、課長通知に従い、本件家屋の共有者の一人である請求人を名宛人として行った本件各処分を違法又は不当であると評価することはできない（これは、本件家屋の登記簿上で所有者として登記されている兄 2 が存命であった平成 28 年 1 月 1 日を賦課期日とする本件処分 1 の場合においても変わるものではない。）。

よって、本件各処分の取消しを求める請求人の主張は、理由がな

いものといわざるを得ない。

4 なお、請求人は、反論書の2ページにおいて、調査を希望する項目と題して、本件家屋に係る平成28年度分の固定資産税等を見2に対して賦課決定・通知したのか、平成29年度分の固定資産税等を見2の法定相続人に対して賦課決定・通知したのか、と主張するが、その内容は本件各処分が適法になされたことに影響するものとはいえないから、この点に係る請求人の主張を本件各処分の取消理由として採用することはできない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙(略)